

平成 23 年度 税制改正要望

平成22年 7月 13日

社団法人 日本農業法人協会

平成23年度 税制改正要望

1. 口蹄疫被害からの経営再開支援及び6次産業化による農業経営の競争力強化支援のための農業経営基盤強化準備金制度の拡充。(法人税・所得税)

【要望内容の説明】

農業経営基盤強化準備金制度について、次のとおり拡充のうえ適用期限を延長すること。

- (1) 農業の6次産業化を推進するため、農畜産物の加工・製造や消費者・事業者への直接販売による販売収入の一定割合を農業経営基盤強化準備金として積み立てることを認めること。
- (2) また、農業経営基盤強化準備金制度による圧縮記帳の対象資産については、現行制度では建物が除外されており、農業の6次産業化の推進や経営基盤強化を図るためには不十分であるため、農機具庫や農産加工施設、集出荷施設、直売施設等の建物・建物附属設備についても対象資産に加えること。
- (3) 口蹄疫や鳥・豚インフルエンザ等の疫病、台風などの災害発生後の経営再開を支援するとともに、これらの災害に備えるため、口蹄疫感染拡大防止緊急対策経営再開支援金など口蹄疫発生に伴う関連対策を始めとする災害対策に係る交付金、養豚経営安定対策補てん金や鶏卵価格差補てん金など経営安定対策補てん金を農業経営基盤強化準備金の対象交付金等に加えること。
- (4) 準備金の積立期間については、農業経営改善計画の認定期間(5年)と併せて5年を限度としているが、農業用機械等の過剰投資を防止する観点から、農家の農業経営改善計画の延長が認められた場合など農家の経営改善の状況に応じて、それに併せて準備金の積立期間を延長し、設備投資に柔軟に対応できるようにすること。
- (5) なお、農政事務所等による対象交付金等の証明手続きを廃止又は簡素化することに加えて、畜産・酪農所得補償制度として導入が検討されている保険等の制度においては、生産者負担金の必要経費(個人)又は損金(法人)への算入を認めること。

2. 口蹄疫発生に伴う税務対策について

【要望内容の説明】

口蹄疫発生後の経営再開を支援するため、口蹄疫感染拡大防止緊急対策経営再開支援金など口蹄疫発生に伴う関連対策を始めとする災害対策に係る交付金等を対象とした準備金制度を創設すること。

また、口蹄疫発生に伴う関連対策の交付金を準備金の対象とするにあたっては、対象事業年度を遡及するなど必要な措置を講ずること。

口蹄疫や鳥・豚インフルエンザ等の疫病、台風などの災害に備えるため、災害対策に係る交付金を農業経営基盤強化準備金の対象交付金等を含めること。

これらの税制措置とあわせ、口蹄疫等伝染病により、畜産経営に甚大な被害がもたらされ

た場合に、突発的な収益低下に対する収入を補填し、畜産経営の継続を可能とするため、「家畜防疫互助基金造成等支援事業」を拡充すること。

3 農業の経営継承円滑化及び農業法人の設立推進のための相続時精算課税制度による農業用財産の贈与を受けた場合の特例の新設。(贈与税)

【要望内容の説明】

農業の経営継承を円滑化するため、相続時精算課税制度において農業用財産の贈与を受けた場合の特例を創設し、農業経営者が保有する農地の一定割合を農業後継者に相続時精算課税制度を利用して生前一括贈与する場合には、65歳となっている贈与者の年齢要件を撤廃するとともに、贈与した農業用財産を遺留分算定基礎財産から除外できる制度を創設すること。

また、農業経営の法人化の促進のため、既存の農地等に係る贈与税の納税猶予制度適用農地について、農業後継者の選択によって、相続時精算課税制度による農業用財産の贈与を受けた場合の特例に移行して農地を法人に賃貸等できるようにすることを含め、贈与税納税猶予適用農地等に係る法人化特例の適用期限切れにともなう所要の措置を講ずること。

加えて、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく事業承継税制について、農事組合法人を対象に加えること。また、都市計画法の見直しにおいては、市街化区域農地についても相続税納税猶予適用農地等の賃貸借が可能となるよう検討すること。

4 「地域資源管理法人」が、農業法人から受託した農地保全作業については、収益事業の範囲から除外すること。(法人税)

【要望内容の説明】

大規模な土地利用型農業法人を育成し、その経営基盤を強化するため、集落機能の維持や農地等の地域資源・環境の保全に取り組む法人の活動を促進する必要がある。

このため、畦畔の草刈や水路掃除など農地の保全活動のほか、水管理・肥培管理など農業生産活動の一部を分担して行う一般社団法人を「地域資源管理法人」(仮称)として位置づけ、地域資源管理法人に対して農業法人が役務の提供の対価(消費税課税仕入れ)として農地保全費を支払うことができるようにすること。

また、農業法人の農地地代及び消費税の納税負担を軽減する措置を講ずること。

こうした地域資源管理法人の設立を促進するため、農業法人から委託を受けて地域資源管理法人が農地保全作業については、請負業として課税されることのないよう、法人税の収益事業の範囲から除外する措置を講ずること。

5 消費税の税率引上げに伴う逆進性緩和対策について消費者に国産農産物購入ポイントを付与する制度の導入を検討すること。(消費税)

【要望内容の説明】

消費税率引上げによる消費者の負担増を軽減し、国産食料品に対する購買力を強化することで、わが国の農業生産力を高め、食料自給率の向上を図ること。

消費税の税率引上げに伴う逆進性緩和対策については、農畜産物流通に混乱をもたらすことのないよう、インボイスを必要とする食料品の軽減税率ではなく、国産食料品等ポイント制度を活用し、消費者に食料品購入ポイントを付与する制度の導入を検討すること。

6 生物の減価償却方法への定率法の追加及び耐用年数の短縮制度の弾力化(法人税・所得税)

【要望内容の説明】

畜産・酪農経営などにおける大動物の早期償却及び果樹などの費用収益の対応を図る必要性から、定率法による償却を選択することを認めること。

平成20年度税制改正により減価償却制度が改正され、農業用設備の法定耐用年数については、すべて7年となったが、畜産現場での器具機械は、アンモニアや塩分、その他のガス等による影響で劣化が激しく、早いものでは3年さえも使用できないものもある。これに関して、耐用年数の短縮制度があるものの、事務手続きが煩雑で使い勝手が悪いという問題点があるため、畜産業など業種ごとにあらかじめ減価償却資産の種類を指定して短縮耐用年数を設定しておき、事業者が申告書の提出時に短縮耐用年数を選択する旨を申し出るだけで適用できるようにするなど、制度の簡素化を図ること。

7 農業者が農業生産法人に農地を現物出資した場合の課税の特例措置の新設(所得税)

【要望内容の説明】

農業経営の法人化及び農業経営の承継の円滑化を促進するとともに、農地の細分化を防止するため、農業者が農業生産法人に農地を現物出資した場合に譲渡所得の課税を繰り延べる措置を講ずること。

また、大区画基盤整備田で1枚の中に地権者が複数存在するケースが多く、農地の集積が進まないため、譲渡所得の特定控除等について周知を徹底することで農地の集積を促進すること。

8 市街化区域など都市部における農業用施設用地、里山・平地林等の山林を保全するため、農地と一体的な相続税納税猶予制度等の適用措置を講ずること。(相続税、固定資産税)

【要望内容の説明】

都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている里山・平地林等の山林及び農業経営に必要な農業用施設(農地、作業場、駐車場、収穫物保管場所、直売所等)の所有・継承に係るコストを大幅に低減する税制上の特例措置を講ずること。

また、食料・農業・農村基本法第三六条二項の規定に準じて、市街化区域内においても農業振興施策を適用するとともに、温室施設、キノコ栽培舎、畜舎、農産加工施設、農産物直売所など、農業生産及び経営に必要な施設の敷地については、一定の判断基準の

もとに農地と見なし、農地基本台帳で管理できるよう措置すること。

なお、都市およびその周辺にある農地等を国民共有の財産として次世代に継承する観点から、従来の地区指定によらず、農地等所有者の意向に基づいた新たな都市農地等の保全制度を構築すること。

9 都市部における農地の宅地並み課税の廃止による適正農地価格課税の実施(固定資産税)

【要望内容の説明】

都市及びその周辺における農地は、営農活動を行うかぎり将来にわたって農地としての機能を有しているので、評価と課税を一般農地並みとするべきである。

また、市街化区域内にある農地等について、都市計画において固定資産税の農地並み課税特例の対象となる生産緑地として位置づけられるためには、一団 500 m²以上等の要件を満たす必要があるものの、地域によっては要件を満たすことが困難な状況にあることから、生産緑地の要件について地域の実情に応じて弾力的に取り扱うこと。

10 地球温暖化の防止につながる取組を実践する農業者、林業者を受益者とする環境税の創設を検討するとともに、山林保有にかかるコストについて、税制上の特例措置を講じること(環境税、固定資産税・相続税)

【要望内容の説明】

環境税の導入に当たっては、農林業が果たしている地球温暖化の防止や地球環境の保全につながる取組を踏まえ、その税収の受益者を、これらの取組を実践している農業者、林業者とすること。

また山林の有する水源涵養等の機能を鑑み、山林保有及び継承にかかる更なる税制上の優遇措置を講じること。